

通知預金規定

1. (取扱店の範囲)

通知預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、第5条第3項による場合を除き、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要のあるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日のこの預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1, 000円とします。

5. (解約等)

- (1) この預金を解約するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当店に提出して下さい。
- (2) 前項の解約の手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。
- (3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこ

の預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 外国の重要な公人であるか否かに関する申告において、虚偽の申告又は申告すべき事項を申告しない場合
 - ③ この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合
 - ⑥ 第10条第1項から第3項に定める取引の制限に係る事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦ 預金者が第14条第2項に違反し、非居住者となった旨を当行に届出しなかった場合
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当行はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金の取引が停止されその解除を求める場合には、証書を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

6. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書を再発行する場合には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (通知等)

預金者が第6条第1項を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11. (譲渡・質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (預金者の相続開始)

(1) 預金者について相続開始した場合は、民法の定めにより預金債権の正当な承継者又は受遺者に対して払戻し手続をとるものとします。

(3) 前項に基づき預金債権の全額を払い戻した際には、この預金口座を閉鎖・解約するものとし、その手続は預金債権の払戻を受けた者との間で行うものとします。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一つにで

も該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

また、次の各項の一つにでも該当した場合には、当行は預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金取引を解約することができるものとします。この場合、解約の通知の到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金口座が解約されたものとします。預金取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 預金者が当行との取引時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) 預金者が、次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団でなくなった時から5年を経過しない者
- ④ 暴力団準構成員
- ⑤ 暴力団関係企業
- ⑥ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑦ その他前各号に準ずる者

(以下、上記①～⑦を「暴力団員等」といいます。)

(3) 預金者が、次のいずれかの関係を有することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(4) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

14. (非居住者との取引)

(1) 預金取引の相手方は我国の居住者に限るものとし、非居住者は対象としないものとします。

(2) 居住者として口座開設した後に非居住者となった場合は、直ちに当行にその旨を届出のうえ、この預金口座を閉鎖・解約するものとします。

(3) 前2項は本条改定時(平成30年5月1日)に既に預金口座を開設済のものについては適用しないものとします。ただし、非居住者である旨または非居住者となった旨を速やかに当行に届出るものとします。

15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （１）この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３）第１項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については当行の定めによるものとします。
- （４）第１項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （５）第１項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16.（規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【2026 年 10 月 1 日改正】